



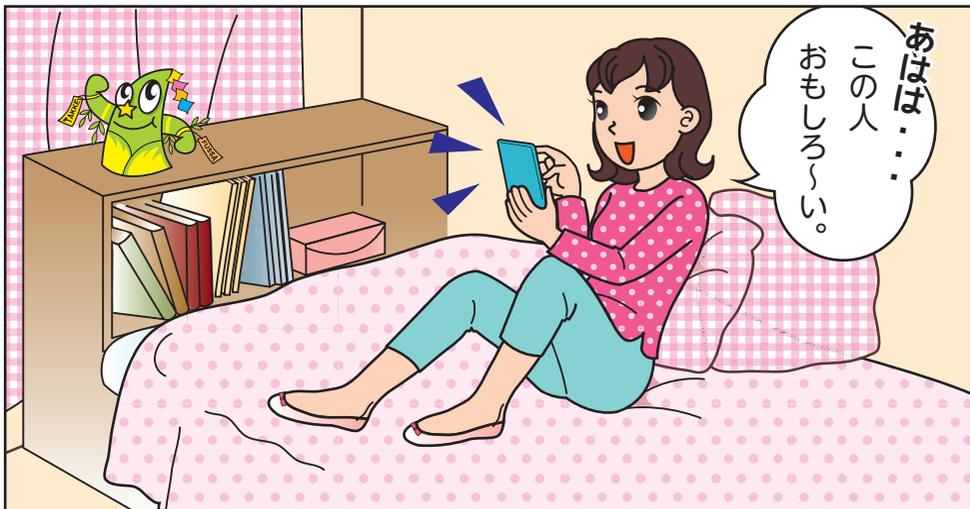
みつき しこうしき  
福生市公式キャラクター たっけい☆☆

# たっけい<sup>☆☆</sup>の

しょう ひ しゃ けい ほう こう ぎ

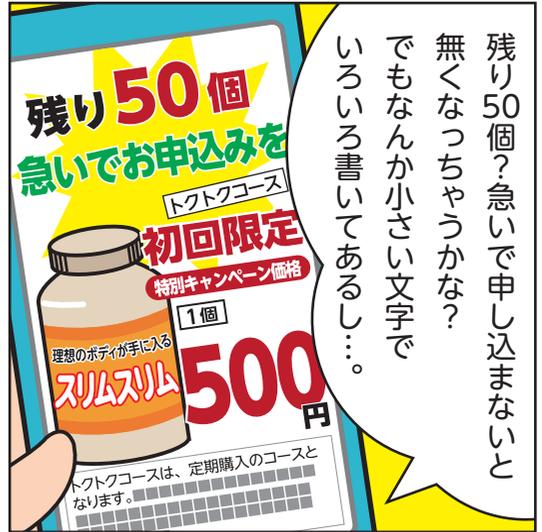
## 消費者啓発講座

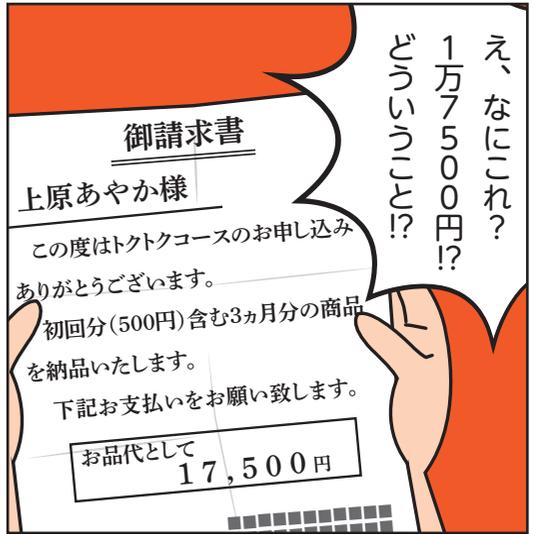
～定期購入にご用心～





え！このサプリ、今なら  
500円で買えるの？  
おこづかいで買える〜！









あやかちゃんは  
1個500円の商品だと  
思っていたのに、本当は  
定期購入の商品で金額も  
こんなに高いことに  
気づかなかったんだね。



私のおごづかいじゃ、  
そんなお金を払えないもん。  
でも開けちゃったし、  
どうしたら  
いいんだろうって…。

あやかちゃんは  
未成年だから、  
このような場合、  
契約を取り消すことが  
できるんだ。

### 未成年者の契約取り消し

- ・ 20歳未満
- ・ 保護者が買うことを認めていない。
- ・ おごづかいでは買えないくらい高い。
- ・ 買う気がないのにわざと申し込んだのではない。
- ・ 申し込んでから長い期間が経ってない。

等の条件があてはまれば、未成年者が行った契約(注文)を取り消すことができる。

あやかちゃんはまだ未成年  
なので商品を買うための知識  
や経験が少ないし、  
まだきちんと契約の  
内容について判断する  
力がついていない。  
だから未成年者は法律で  
守られているんだ。



どうすれば契約をキャンセルできるの？

実際に取り消しをする場合にはこんな手紙やメールをお母さんから

契約した会社の人に送るのがいいかな。



ご注文取り消しのお願い  
保護者の名前

相手の会社名

○年○月○日に娘が購入した貴社 サプリメント製品ですが、未成年者である娘が親の同意を得ずに購入してしまいました。

娘は未成年者であり、3回分の17,500円を支払うことができませんので、誠に申し訳ございませんが、今回の契約の取り消しを通知させていただきます。商品はお返しいたします。

なるほど

こうすれば取り消しができるんだね。

もう！

インターネットで

買い物をするときは注意してよ！



そうだよ、

あやかちゃん、

今は君が

未成年

だから法律に

守られているけど、

成人になるとそうは

いかなくなるんだから。



実際に今、

一回きりの

お試し価格で

買ったつもりなのに、

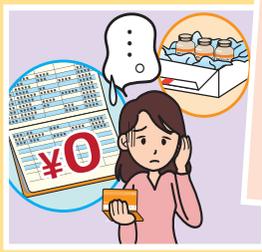
実は数ヶ月の定期購入

の申し込みになっていて、

高額な代金を払うことにな

ってしまい、困っている

人が増えているんだ。



もし、あやかの頼んだ  
とおりにまず一個だけ  
届いたら、来月もう  
一個届くまで、これが  
定期購入だったことも  
気づかなかったかも  
しれないわね。

そうだったら  
お金がこんなに  
高額なってることに  
気付かなかったなあ。

二回目が届いたときに気づいて  
も、一回目の商品を使って  
しまっているから、  
キャンセルしにくく  
なって、仕方なく数か月分の  
高いお金を払うようになって  
しまうんだ。

一回使っちゃたし  
残りの分もしょうが  
ないってなるのね。

今はインターネットで  
いろいろな  
お買い物が  
できるけど、  
その反面で  
使い方によっては  
危険なこともあることを  
覚えておこう！

インターネットでの  
買い物は、『これは本当  
に一回だけの商品か』  
『どのくらい送料がかか  
るものか』ということ  
をよく確認して、購入  
をする前に一度保護者  
に相談することが大切  
なんだたっけー☆☆

うん！わかったよ  
たっけー☆☆



小さい文字を読むなんて  
面倒くさいとか言って  
られないのね...。  
たっけー☆☆のお陰で  
ひとつ賢くなったよ。



わからないことや心配なことは  
ひとりで悩まないで相談しようね!



ふっさ し しょうひ しゃ そうだんしつ  
福生市 消費者相談室 はコチラ

ふっさししょうひしゃそうだんしつ  
福生市消費者相談室

【電話番号】 042-551-1699 (シティセールス推進課内)

【受付時間】 毎週月・水・金曜日

10:00~12:00/13:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

※受付時間外でお急ぎの場合は、下記へご相談ください

東京都消費生活総合センター(03-3235-1155/月~土/9:00~17:00)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/>